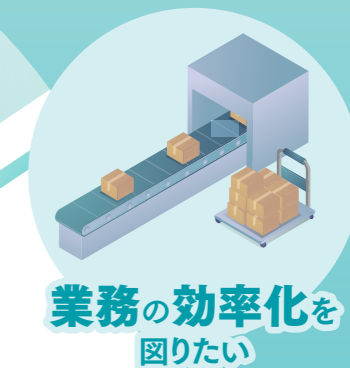


7 申請から償還完了までの流れ

事前相談	◆申請される方は必ず事前相談（面談またはWeb面談）が必要になります。当センターHPの事前相談申込フォームよりお申し込みください 制度概要、返済シミュレーション、具体的なスケジュールについてご案内します
申請	◆所定の申請書（創業者の方は「創業・第二創業計画書」も加えて）に必要な事項を記入し、添付書類を添えて、当センターに提出してください
現地調査	◆当センター職員が申請者を訪問し、経営の内容や設備の必要性、支払能力等についての調査を実施します
貸与審査委員会	◆貸与審査委員会において、申請内容等について審査します
貸与決定	◆申請内容、調査内容、審査会意見等に基づき、貸与の可否を決定します
設備割賦/リース契約	◆申請者と割賦契約またはリース契約を締結します 割賦契約の場合は、保証金（最終償還金に充当）が必要となります
設備売買契約	◆申請者指定の設備販売業者と売買契約を締結し、当センターが発注します
設備の検収	◆申請者、設備販売業者、当センターの3者が設置場所に立ち合い、検収を行います ◆設備搬入日までに損害保険（リース契約は不要）に加入していただきます
支払	◆割賦契約の場合、検収日の6ヵ月後から口座振替により支払が始まります ◆リース契約の場合、検収日の翌々月から口座振替により支払が始まります
完済	◆割賦契約の場合、所有権は当センターに留保されていますが、支払が終了すると申請者へ所有権が移転します ◆リース契約の場合、リース期間満了後、設備は返還していただきますが、再リースをご希望の方は1ヵ月分のリース料で1年間利用できます



「設備貸与制度」で 県内企業の 設備投資を 応援します。

設備貸与制度は、中小企業者の皆様が導入を希望される設備を当センターが割賦販売もしくはリースする公的制度です。

まずはご相談ください

ご申請にあたって

- ◆申請書
ご申請には、所定の申請書が必要となります。
ホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。
- ◆許可
建設業、飲食業、産業廃棄物処理業など、事業を行うにあたって、許認可が必要な業種では、許認可を得ていることを証明する書類の添付が必要となります。
- ◆事前設置の禁止
割賦契約またはリース契約の締結前に設備の設置を行った場合は、この事業の対象とはなりませんので、ご注意ください。

公益財団法人
ACTIVE! あきた企業活性化センター

経営支援部/新事業・設備支援課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県庁第二庁舎2階

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください
☎018-860-5620
☎018-860-5612

右記の二次元バーコードより
オフィシャルホームページを
ご覧いただけます



低利かつ固定金利で安心な公的制度です

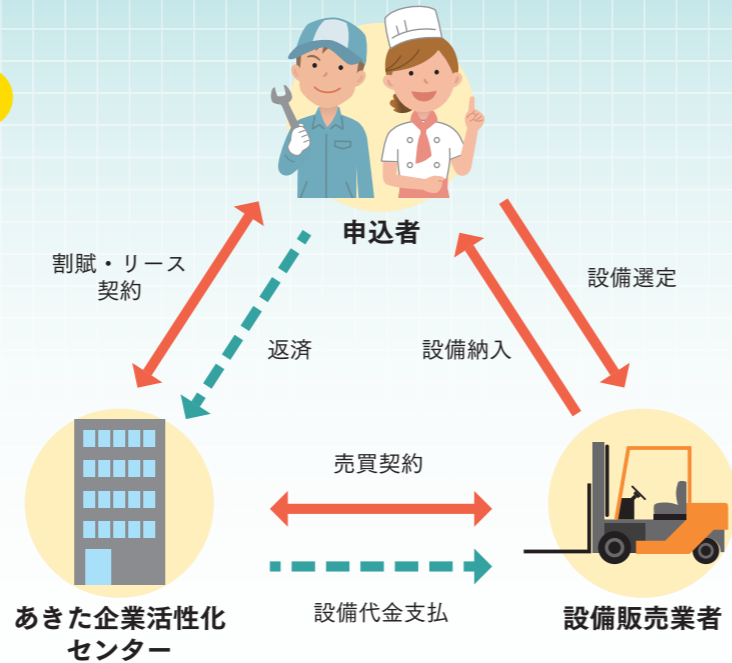
<p>例えば 製造設備</p>	<p>例えば 厨房設備</p>	<p>例えば 重機</p>	<p>例えば 検査設備</p>
---------------------	---------------------	-------------------	---------------------

公益財団法人
ACTIVE! あきた企業活性化センター

1 制度の概要

設備貸与制度は、中小企業者の皆様が導入を希望される機械設備を**当センターが設備販売業者から購入し、割賦販売またはリースする公的制度**です。

貸与料率は、申請企業者様の財務内容等に応じての設定となりますが、貸与審査については、設備投資効果や事業計画等を重視し、総合的に判断いたします。



2 制度の対象者

秋田県内に事業所、工場等を有する中小企業者、創業者、中小企業団体（※1）

※1 製造業、商業またはサービス業に属する事業を営む中小企業者が組織する団体

<対象外>

農林水産業や金融・保険業などの業種、非営利法人、公序良俗等の観点から対象とすることが不適当であると認められるもの、税金（事業税）を滞納しているものなど

3 対象設備

秋田県内に設置される設備であって、新品のもの

対象設備例	
製造業	マシニングセンタ、研削盤、成型機、食品加工機械、裁断機、など
建設業	油圧ショベル、ホイールローダ、バックホー、など
運送業	大型ダンプ、保冷車、トラクターヘッド、など
サービス業	冷凍ショーケース、POSレジ、厨房設備、など
その他	福祉車両、ソフトウェア（PCとセット）、介護用ベッド、など

対象外

- 土地・建物
- 建物と一体型の設備
- レンタル用の設備
- 既に導入している設備
- など

4 割賦契約・リース契約の概要

	割賦契約	リース契約
貸与限度額	100万円～1億円（消費税込）	
返済（リース）期間	7年以内 設備の合計額により、最長10年まで延長できる場合あり	3～7年以内 設備の法定耐用年数に応じて設定
返済方法	口座振替による毎月払い 6ヵ月据置後元金均等月賦払	口座振替による毎月払い
保証金	設備の合計額の5%	なし
連帯保証人	法人：代表者1名、個人事業者：不要 ※保証人の徴求については、経営者保証に関するガイドラインに準拠 ※貸与期間終了時に80歳を超えない方 ※財務内容、貸与物件の態様により、第三者保証人の追加または担保の提供をお願いすることがあります	
損害保険	企業側が付保する	センターが付保する
固定資産税	企業側が申告及び税負担をする	センターが申告及び税負担をする
返済終了後	所有権は企業側に移転する	設備は当センターに返還となる ※契約更新を希望する場合は、更新期間1年間で再リース可能

※設備の種類や使用形態等によっては、割賦契約限定の取扱となる場合があります。

5 割賦契約・リース契約の比較

割賦契約	リース契約
<p>「初期の支払いを抑え、着実に自社の資産にしたい方に」</p> <p>6ヵ月間の元金据置期間があるため、設備が稼働し収益化するまで資金繰りにゆとりが持てます。</p> <p>ほかにも…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産に計上でき、減価償却が可能 ● 設備は長く大切に使用したい、資産として残したい場合 	<p>「事務負担を減らし、機動的に設備を導入したい方に」</p> <p>支払額は一定で、保険料や固定資産税も含まれています。日々の経理処理をシンプルにしたい方に最適です。</p> <p>ほかにも…</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全額損金（経費）として処理が可能 ● 定期的に最新設備に更新したい場合

6 貸与料率

割賦損料率	1.0%～3.0% / 年
リース料率 (期間7年の場合)	1.359%～1.456% / 月 ※設備金額×月額リース料率(%)=月々のお支払い額(100円未満切り捨て)

※小規模企業者または創業者、特別利率の対象要件を満たす方については、上記よりさらに料率を引き下げます。